

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ア 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）による。
- イ 満期保有目的の債券以外のその他の有価証券
 - 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（売価原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 償却方法

- ア 有形固定資産 建物及び構築物並びに機械及び装置は定率法、その他は定額法による。
- イ 無形固定資産 定額法による。

② 耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数による。

(4) 引当金の計上基準

- ア 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債券については、個別に回収可能性を勘定し、回収不可能見込額を計上する。
- イ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上する。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式による。

(6) リース取引の処理方法

- ア 所有権が財団に移転するファイナンスリース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法による。
- イ 所有権が財団に移転しないファイナンスリース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

2. 会計方針の変更

該当なし。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産引当預金	20,000,000	0	0	20,000,000
小 計	20,000,000	0	0	20,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	23,852,442	2,713,890	0	26,566,332
小 計	23,852,442	2,713,890	0	26,566,332
合 計	43,852,442	2,713,890	0	46,566,332

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
基本財産引当預金	20,000,000	20,000,000	0	0
小 計	20,000,000	20,000,000	0	0
特定資産				
退職給付引当資産	26,566,332	0	0	26,566,332
小 計	26,566,332	0	0	26,566,332
合 計	46,566,332	20,000,000	0	26,566,332

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法により減価償却を行っている場合）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	当期減価償却額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	14,006,269	986,387	11,255,797	2,750,472
車両運搬具	3,445,000	336,948	2,910,256	534,744
合 計	17,451,269	1,323,335	14,166,053	3,285,216

6. 担保に供している資産

該当なし。

7. 債権の債券金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

（貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合）

該当なし。

8. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合は除く。）などの偶発債務

該当なし。

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載 区分
補助金						
劇場・音楽堂等 活性化事業	文化庁	0	25,230,338	25,230,338	0	一般正味財産
地域の文化・芸術 活動助成事業	地域創造	0	1,000,000	1,000,000	0	一般正味財産
合 計			26,230,338	26,230,338	0	

11. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当なし。

12. 関連当事者との取引内容

該当なし。

13. 重要な後発事象

該当なし。